

令和4年4月5日開催

箕輪町農業委員会第14回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年4月5日(火) 午後2時50分から午後4時05分

2 開催場所 役場3階講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 英人
事務局次長	唐澤 智大
事務局	金澤 史朗

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について
- 日程第10 報告第4号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について
- 日程第11 報告第5号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
- 日程第12 報告第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 新年度第1回です。昨年より活発に活動していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。ウクライナ情勢もあり、輸入に頼っている農産物の状況も変わってくるかもしれません。本日は多くの日程が入っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいまから第14回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

ここで、3月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局

第13回総会が3月7日（月）にありました。
タブレットを使用し、Zoom形式で行いました。
農地法第3条の案件1件、第5条の案件3件については、総会后8日付で許可書を交付しました5条案件1件については保留としました。
農地相談を3月15日（火）に開催し、2人からご相談をいただきました。
3月18日午後、県農業会議の会長会がZoomで開催され、会長と事務局で参加しました。その後、午後4時から役員会を開催し、農地法3条の下限面積撤廃について協議しました。
3月22日に町農振協議会がありました。
3月24日（木）に県農業会議第7回臨時総会が長野県自治会館で開催されました。会長が出席しました。

議長

それでは、これより議事に入ります。
日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。
6番 藤田久一 委員 7番 櫻井克成 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番（畑）〇〇㎡。
農振地域外で売買価格は 坪 〇〇円です。
もう1筆は中箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡。
農振地域外で売買価格 坪 〇〇円です。
譲渡人は〇〇さん、譲受人は 岡谷市の〇〇さんです。
譲受人は、そばを栽培予定です。

2件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は中箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、
中箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡。

農振地域外で売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

3筆とも、12月総会にて3条、5条申請により〇〇さんへ所有権移転した土地の一部です。こちらの土地は隣接地（中箕輪〇〇）の所有者である〇〇さんが長年にわたり越境して耕作してきました。

今般、土地所有者と耕作者との間で協議し、越境部分を所有権移転することで合意したため、本申請を行います。

3件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡。

農振地域外で売買価格は 坪 〇〇円です。

譲渡人は、〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

譲受人は野菜を栽培予定です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、関委員。

関委員 関です。現在、隣の農地の通路として利用している部分もあり、そこが問題なければよいと考えます。

議 長 2番案件、藤森委員。

藤森委員 藤森です。2月13日に代理人から説明がありました。12月に測量をした際に判明したことで止むをえないと考えます。

議 長 3番案件、藤田委員。

藤田委員 藤田です。3月13日に申請者から説明を受けました。今までも耕作をしているということで問題ないと思われまます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。住宅敷地に伴う申請です。
こちらの土地は昭和62年9月17日に住宅用地として〇〇さんへ5条許可が出
されている案件となります。
対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(田)〇〇m²。2種農地です。
申請者は〇〇さんで平成23年に〇〇さんから本土地を相続しています。当時は経
済的な事情により住宅を建てられずにいましたが、ここで新しく住宅を建てるにあ
たり地目変更がされていないことが判明したため、変更申請を行うものです。

2件目の案件です。仮残土置場に伴う一時転用の申請です。
対象農地は、中箕輪〇〇番〇〇(畑)〇〇m²。農振農用地です。
申請者は〇〇さんです。〇〇さんの会社の社屋建設のため申請地を仮残土置場とし
て使用するため、一時転用の申請を行うものです。
一時転用の期限は令和5年8月31日です。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、小野委員。

小野委員 小野です。住宅地でありますので特に問題ないと考えます。

議 長 2番案件、唐澤稔委員

唐澤稔委員 唐澤です。申請者へ申請するよう話をして申請いただいたものです。

ご審議のほどお願いします。

議 長

ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡。2種農地です。

借受人は〇〇さんと〇〇さん。貸付人は〇〇さんです。

借受人は現在借家住まいですが、親の所有する申請地に住宅を建築したいため申請をするものです。貸付人は高齢のため、農業の縮小を希望しています。

2件目の案件です。売買での所有権移転による社宅・駐車場・家庭菜園の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番(田) 〇〇㎡。

3種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は箕輪町の株式会社〇〇、譲渡人は〇〇さんです。

譲受人は建築業を営み、申請地に従業員家族が住むことができる住宅を社宅として建築したいと考えています。譲渡人は高齢のため農業の縮小を希望しています。

3件目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡。

2種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は愛知県名古屋市の〇〇さん、譲渡人は辰野町の〇〇さんです。
譲受人は名古屋市の借家に住んでいるが、自然豊かで見晴らしがよく、星がきれいに見える申請地に家を建て、箕輪町に移住したいと考えています。

4件目の案件です。
売買での所有権移転による小規模多機能型居宅介護事業所の申請です。
対象農地は東箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡。
2種農地で売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。
譲受人は申請地に小規模多機能型居宅介護事業所を新設したいと考えています。

5件目の案件です。売買での所有権移転による太陽光発電施設の申請です。
対象農地は東箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡。
2種農地で売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は松本市の〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。
前回、3月総会での保留案件です。
県へ確認したところ地すべり危険個所に太陽光を建設することについて法的制限はないとの回答でした。町のガイドラインでは、避けること、となっています。
農地転用単独では問題ないと考えます。

6件目の案件です。使用貸借による共同住宅用地の申請です。
対象農地は中箕輪〇〇番〇〇（田）〇〇㎡、
〇〇番〇〇（田）〇〇㎡、〇〇番〇〇（田）〇〇㎡
合計 〇〇㎡です。
3種農地です。
借受人は箕輪町の株式会社〇〇、貸付人は〇〇さんです。
当該農地はバイパス交差点角の農地であり、農地として利用が見込めないため、共同住宅用地としての申請を行います。
譲渡人が法人を立ち上げ、使用貸借します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、藤田委員。

藤田委員 藤田です。3月12日に申請者から説明がありました。

事務局の説明のとおりです。

議 長 2番、原委員。

原委員 原です。事務局の説明のとおりです。

議 長 3番案件、小林委員。

小林委員 小林です。3月9日に説明がありました。問題ないと思われま

議 長 4番案件は私、鈴木で説明します。
会長、事務局次長で現地を確認し、説明を受けてまいりました。
事務局の説明のとおりです。
5番案件は前回の保留案件です。事務局の説明のとおりです。
続いて6番案件、原委員。

原委員 原です。事務局の説明のとおりです。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

金澤委員 5番案件ですが、許可を出すにあたっては地すべり危険個所である旨、説明をす
る必要があると考えます。

議 長 事務局、関係者へ許可証を出す際、地すべり危険個所である旨、示すことは可能
でしょうか。

事務局 許可証の下部、または別紙として示すことは可能です。

議 長 質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
まず、議案第3号の1番から4番と6番案件について採決します。
議案第3号の1番から4番と6番案件について原案のとおり決定することにご異
議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号の1番から4番と6番案件については、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして議案第3号5番案件の採決に入ります。

議案第3号の5番案件について認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

(農業委員12人、推進委員7人挙手)

議案第3号の5番案件について認めることに反対の方は挙手をお願いします。

(農業委員1人、推進委員1人挙手)

議案第3号5番案件は賛成多数により原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社(中間管理機構)が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

資料には総括表、借り手の状況、貸し手の状況がございます。

畑 9, 730㎡です。

始期は令和4年4月7日、終期は10年が令和14年12月31日、20年が令和24年12月31日となります。

ご確認をいただきたいと思っております。

議案第4号 農地中間管理事業分に関する説明は以上となります。ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

資料には総括表と年数毎の一覧がございます。

田 87,693㎡ 畑 14,409㎡ 合計102,052㎡です。

ご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画に関しての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。資料の一覧表のとおり 全部で11件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいいたします。

議 長

報告第1号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたしま
す。

資料をご覧ください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。全部で4件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議 長

続きまして、日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出につ
いて を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

1番目の案件です。

農機具収納施設に伴う申請です。

対象農地は三日町〇〇番〇〇(田) 〇〇m²。農振農用地外です。

申請者は〇〇さんです。〇〇m²に農業用倉庫を設置します。

2番目の案件です。

堆肥舎に伴う申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇m²。

農振農用地内で、軽微変更済みです。

申請者は伊那市の株式会社〇〇です。

〇〇m²に堆肥舎を設置します。

説明は以上です。

議 長

報告第3号について、事務局より説明がありました。

この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

議 長 続きまして、日程第10 報告第4号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 農地法施行規則第29条に農地転用許可不要と認められている事業者による届出となります。
中箕輪〇〇番 地目「畑」 面積は、〇〇㎡の内〇〇㎡
携帯電話〇〇の基地局設置に伴う届出となります。
資料に総務省の全部認定書の写しを付けてありますが、こちらの認定を受けた事業者が行う携帯基地局設置については、農地転用許可が不要、届出でよいこととなっております。

議 長 報告第4号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。
(発言なし)

議 長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

議 長 続きまして、日程第11 報告第5号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 今回は公社への売買2件です。詳しくは資料をご覧ください。
説明は以上です。

議 長 報告第5号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。
(発言なし)

議 長 発言がないようですので、報告第5号は聞きとどめて参ります。

議 長 続きまして、日程第11 報告第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1 2月総会にて農地法5条転用許可を出した案件について、その後申請地が農振農用地であり、許可が無効であることが判明しました。
事務局や担当部署では農振農用地を外す方向で考えていましたが、転用事業者から建設地を変えるため、農振農用地除外手続きの申請を取り下げる旨、連絡がありました。
資料のとおり農地法5条許可の取消し通知を発出します。

議長 報告第6号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。
(発言なし)

議長 発言がないようですので、報告第6号は聞きとどめて参ります。

議長 以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長 _____

6 番 _____

7 番 _____